

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第38号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和54年岩手県規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(准看護師免許の申請)	(准看護師免許の申請)
第2条 政令第1条第2項に規定する申請書は、准看護師免許申請書(様式第1号)によらなければならない。	第2条 政令第1条の3第2項に規定する申請書は、別に定める様式による准看護師免許申請書によらなければならない。
	<u>(准看護師免許証の様式)</u>
	第3条 法第12条第5項に規定する准看護師免許証(第9条、
	第11条及び第12条において「免許証」という。)は、様式第
	1号によらなければならない。
(籍又は名簿の訂正の申請)	(籍又は名簿の訂正の申請)
第3条 政令第3条第3項(政令附則第2項において準用する場合を含む。)に規定する申請書は、准看護師籍(保健婦籍、助産婦名簿、看護婦籍)訂正申請書(様式第2号)によらなければならない。	第4条 政令第3条第3項(政令附則第2項において準用する場合を含む。)に規定する申請書は、別に定める様式による准看護師籍(保健婦籍、助産婦名簿、看護婦籍)訂正申請書によらなければならない。
(登録の抹消の申請)	(登録の抹消の申請)
第4条 政令第4条第2項(政令附則第2項において準用する場合を含む。)に規定する申請書は、准看護師籍(保健婦籍、助産婦名簿、看護婦籍)登録抹消申請書(様式第3号)によらなければならない。	第5条 政令第4条第2項(政令附則第2項において準用する場合を含む。)に規定する申請書は、別に定める様式による准看護師籍(保健婦籍、助産婦名簿、看護婦籍)登録抹消申請書によらなければならない。
2 政令第5条第1項(政令附則第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録の抹消の申請は、准看護師籍(保健婦籍、助産婦名簿、看護婦籍)登録抹消申請書を提出して行わなければならない。	2 政令第5条第1項(政令附則第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録の抹消の申請は、別に定める様式による准看護師籍(保健婦籍、助産婦名簿、看護婦籍)登録抹消申請書を提出して行わなければならない。
(免許証又は免状の書換え交付の申請)	(免許証又は免状の書換え交付の申請)
第5条 政令第6条第3項(政令附則第2項において準用する場合を含む。)に規定する申請書は、准看護師免許証(保健婦免状、看護婦免状)書換え交付申請書(様式第2号)によらなければならない。	第6条 政令第6条第3項(政令附則第2項において準用する場合を含む。)に規定する申請書は、別に定める様式による准看護師免許証(保健婦免状、看護婦免状)書換え交付申請書によらなければならない。
(免許証又は免状の再交付の申請)	(免許証又は免状の再交付の申請)
第6条 政令第7条第2項(政令附則第2項において準用する場合を含む。)の規定による免許証又は免状の再交付の申請は、准看護師免許証(保健婦免状、看護婦免状)再交付申請書(様式第4号)を提出して行わなければならない。	第7条 政令第7条第2項(政令附則第2項において準用する場合を含む。)の規定による免許証又は免状の再交付の申請は、別に定める様式による准看護師免許証(保健婦免状、看護婦免状)再交付申請書を提出して行わなければならない。
(免許証又は免状の返納)	(免許証又は免状の返納)
第7条 政令第7条第5項、第8条第2項若しくは第4項(これらの規定を政令附則第2項において準用する場合を含む。)	第8条 政令第7条第5項、第8条第2項若しくは第4項(これらの規定を政令附則第2項において準用する場合を含む。)

）又は政令附則第3項の規定による免許証又は免除の返納は、准看護師免許証（保健婦免状、看護婦免状）返納書（様式第5号）を提出して行わなければならない。

（准看護師試験の受験手続）

第8条 省令第27条に規定する准看護師試験の受験願書は、准看護師試験受験願書（様式第6号）によらなければならない。

）又は政令附則第3項の規定による免許証又は免除の返納は、別に定める様式による准看護師免許証（保健婦免状、看護婦免状）返納書を提出して行わなければならない。

（再教育研修を修了した旨の登録の申請）

第9条 法第15条の2第4項の規定による登録（第11条及び第12条において「登録」という。）の申請は、別に定める様式による准看護師再教育研修修了登録申請書に免許証の写しを添えて行わなければならない。

（再教育研修修了登録証の様式）

第10条 法第15条の2第5項に規定する再教育研修修了登録証（次条及び第12条において「登録証」という。）は、様式第2号によらなければならない。

（登録証の書換交付申請）

第11条 登録を受けた准看護師は、登録証の記載事項に変更を生じたときは、登録証の書換交付を申請することができる。

2 前項の規定に基づく申請は、別に定める様式による再教育研修修了登録証書換交付申請書に登録証及び免許証の写しを添えて行わなければならない。

（登録証の再交付申請等）

第12条 登録を受けた准看護師は、登録証を破り、汚し、又は失ったときは、登録証の再交付を申請することができる。

2 前項の規定に基づく申請は、登録証を破り、又は汚した場合にあっては別に定める様式による再教育研修修了登録証再交付申請書に当該登録証及び免許証の写しを添えて、登録証を失った場合にあっては別に定める様式による再教育研修修了登録証再交付申請書に免許証の写しを添えて行わなければならない。

3 登録を受けた准看護師は、登録証の再交付を受けた後、失った登録証を発見したときは、5日以内に、当該登録証を知事に返納しなければならない。

4 前項の規定による返納は、別に定める様式による准看護師再教育研修修了登録証返納書を提出して行わなければならない。

（准看護師試験の受験手続）

第13条 省令第27条に規定する准看護師試験の受験願書は、別に定める様式による准看護師試験受験願書によらなければならない。

（合格証書の交付等）

第14条 省令第29条に規定する合格証書は、准看護師試験合格証書（様式第3号）によらなければならない。

<p>(助産婦名簿謄本の交付の申請)</p> <p><u>第9条</u> 省令附則第5項及び第6項第1号に規定する助産婦名簿の謄本の交付を受けようとする者は、助産婦名簿謄本交付申請書(様式第7号)を提出して行わなければならない。</p> <p>(申請書等の提出)</p> <p><u>第10条</u> [略]</p>	<p><u>2</u> 省令第30条に規定する合格証明書は、<u>准看護師試験合格証明書(様式第4号)によらなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 前項の合格証明書の交付の申請は、別に定める様式による<u>准看護師試験合格証明書交付申請書</u>を提出して行わなければならない。</p> <p>(助産婦名簿謄本の交付の申請)</p> <p><u>第15条</u> 省令附則第5項及び第6項第1号に規定する助産婦名簿の謄本の交付を受けようとする者は、<u>別に定める様式による助産婦名簿謄本交付申請書</u>を提出して行わなければならない。</p> <p>(申請書等の提出)</p> <p><u>第16条</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

第号をもつて准看護師籍に登録	本免許は年月日	岩手県知事氏名	年月日	よつてこの証を交付する	准看護師の免許を与える	(昭和二十三年法律第二百三号)により	保健師助産師看護師法	(氏名)	年 月 日生	本籍地	准看護師免許証
----------------	---------	---------	-----	-------------	-------------	--------------------	------------	------	--------	-----	---------

(B4)

様式第2号(第10条関係)

再教育研修修了登録証

本籍  
氏名  
生年月日

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)により准看護師再教育研修を修了した旨を登録する。

よつてこの証を交付する。

年 月 日  
岩手県知事 氏 名 印  
(A4)

様式第3号(第14条関係)

第号

准看護師試験合格証書

本籍  
氏名  
生年月日

年 月 施行の准看護師試験に合格したことを証する。

年 月 日

岩手県知事 氏 名  (A 4)

様式第 4 号 (第14条関係)

第 号

准看護師試験合格証明書

本籍  
氏名  
生年月日

上記の者は 年 月 施行の准看護師試験に合格し、合格証書第 号を 年 月 日付けで交付したことを証する。

年 月 日

岩手県知事 氏 名  (A 4)

様式第 5 号から様式第 7 号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の保健師助産師看護師法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。